

中播衛生施設事務組合における女性職員の活躍の推進に関する第2次特定事業主行動計画

〔令和 3 年 4 月 1 日〕
〔中播衛生施設事務組合管理者〕

中播衛生施設事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、中播衛生施設事務組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、中播衛生施設事務組合特定事業主行動計画策定実施委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、本組合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

尚、この目標は、本組合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【数値目標】

- ①令和 2 年度に引き続き平均超過勤務時間を月 4.0 時間以下にする。
- ②令和 7 年度までに年次休暇の平均取得率を、令和 2 年度の実績（41%）より引き上げ 50%以上にする。
- ③令和 3 年度から令和 7 年度までの間、週 1 回以上定時退庁する職員の割合を毎年度 90%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

《目 標》令和2年度に引き続き平均超過勤務時間を月4.0時間以下にする。

《取組内容》職員一人ひとりが業務の効率的な遂行を心掛け、時間外勤務を縮減するよう意識する。
また、年間スケジュールや業務処理計画をたて、可能な限り休日出勤を減らす。

《目 標》令和7年度までに年次休暇の平均取得率を、令和2年度の実績(41%)より引き上げ50%以上にする。

《取組内容》月曜日又は金曜日を土曜日及び日曜日と組み合わせて連続休暇を取得できるよう積極的に働きかける。また、休暇が取得しやすい環境づくりに努める。

《目 標》令和3年度から令和7年度までの間、週1回以上定時退庁する職員の割合を毎年度90%以上にする。

《取組内容》平成28年度より毎週金曜日を定時退庁日と設定しており、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。